

# 用語説明



## 《用語説明》

### あ行

#### ●育児休業制度

労働者が働き続けながら、子どもを育てやすい環境をつくるため、平成4年4月1日から「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行され、1歳未満の子を養育する男女労働者は育児休業を取ることができるようになりました。

これにより事業主は、要件を満たした労働者の育児休業を拒むことはできなくなりました。

#### ●一時的保育

児童福祉法第24条の保育所入所措置要件を満たさない一時的又は非定型的（例：週3日断続的）保育に欠ける就学前児童を保育することです。

#### ●延長保育

就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育所の保育時間延長の需要に対応するため、従来の延長保育補助制度を見直し、平成6年度から導入された国の補助事業です。

事業を実施する保育所に対象児童が6人以上いることが要件となっています。

#### ●NPO

NPOとは、Non-Profit Organizationの略称で、直訳すると、非・営利・組織（団体）という意味になります。ここでいう「営利」とは構成員への利益の分配を意味しますから、言い換えると、NPOは利益分配しない組織（団体）のことです。

### か行

#### ●介護休業制度

職業生活と家庭生活の両立支援することを目的とする「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業制度となっています。

### ●家庭相談員

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など家庭児童の福祉の向上を図るために相談・指導・援助を行います。

### ●国勢調査

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別されています。

### ●合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。この数値が、概ね2.08を下回ると、将来、人口が減少する可能性があります。

### ●子ども

児童福祉法における児童（子ども）の定義は満18歳に満たない者をいいますが、障がいのある児童のための支援策によっては20歳に満たない障がい者も対象となることから、行動計画における子どもには、20歳に満たない障がい者も含めています。

### ●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及びその実行を図るため、すべての国民が参加してやさしい社会づくりを目指します。

## さ行

### ●次世代育成支援対策推進法

次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2015年（平成26年度）までの10年間に集中的かつ計画的に各施策に取り組むことを決めました。（平成17年4月1日施行）

### ●児童虐待

保護者等から児童に加えられる身体的・精神的行為のことで、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児・監護放棄）、心理的虐待などがあります。

### ● 児童福祉週間

児童福祉の向上を図るため、昭和 22 年以来、毎年 5 月 5 日からの一週間を「児童福祉週間」と定め、国・北海道はもとより地域社会などが一体となり、各種啓発活動を展開しています。

### ● 児童の権利に関する条約

平成元年 1 1 月 2 0 日第 4 4 回国際連合総会で採択され、日本では、平成 6 年 4 月 2 2 日批准書を国際連合事務総長に寄託し、同年 5 月 2 2 日に発行した条約です。

この条約は、18 歳未満の子どもに大人と同じ市民的権利を与え、その権利行使を認めています。

### ● 児童憲章

国民全体の責任ですべての子どもたちが健やかに育ち、幸せに生きていくことができるようにという趣旨から生まれた憲章です。

この憲章は、子どもの持つ権利を宣言し、それに対する社会の責任と義務を位置付けています。(昭和 4 4 年 5 月 5 日制定)

### ● 主任児童委員

民生・児童委員のうち地区を担当する委員は、それぞれの担当地区で幅広い福祉活動に従事しているが、主任児童委員は、もっぱら児童問題を専門に、地区担当の委員と一体となって活動することを基本に、地域の子どもや子育て家庭の相談相手となったり、地区を担当する委員と児童福祉関係機関との連絡調整などを行います。

### ● 障がい児保育

障がい児保育の対象となる児童は、3 歳以上就学前までの障がい児で、集団保育が可能であり、かつ、日々通所できる児童であることが条件です。

### ● 少子化

少子化とは、出生率の低下により子どもの数が少なくなることです。

### ● 少子高齢化

少子・高齢化とは、出生率の低下や平均寿命の伸長を原因として、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。

登別市の人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合（高齢化率）は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日時点で 2 2. 3 % となっており、全国平均の 1 9 % を上回っています。

一般に少子・高齢化が進行すると、労働人口の減少、活力の低下、消費の停滞、社会保障における現役世代の負担増を招き、市町村においても保健・医療・福祉に係る財政需要の一層の増大が見込まれるとされています。

### ●人口動態統計

人口動態統計は国勢調査と並ぶ国の主要統計で、わが国の人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻及び離婚など）の把握や人口、厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施されています。

### ●生産年齢人口

生産年齢人口とは、15～64歳までの年齢の人口のことです。

た行

### ●地域子育て支援センター（センター型、ひろば型等）

地域において、子育て親子が気軽に集い交流などができる拠点を整備することにより、子育てに関する不安や悩みに応じるとともに、孤立化等の防止など、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としています。

### ●通級指導

各教科書の指導は、主として通常の学級で受けながら、障がいの状況に応じた特別の指導を、特殊学級などの特別な指導の場で行う教育形態。

な行

### ●乳児保育

国の乳児保育の制度については、0歳児を対象とし、設備及び職員配置など適切な保育条件のもとで乳児保育を行います。  
当市では、6か月以上1歳未満の乳児を対象としています。

は行

### ●ハイリスク妊産婦

重度の妊娠中毒症、心臓病などの母体疾患や低出生体重児の出生が予測される妊婦。

### ●バリアフリー化

高齢者・障がい者などに対し、市街地における高齢者・障がい者の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者・障がい者などの利用に配慮した建築物の整備を図ることをいう。  
(例えば：道路の段差の解消、公共施設等のスロープ化)

### ●ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立を図るため、育児の援助を行いたい者と、育児の援助を受けたい者が会員となって、地域において実施する育児に関する相互援助活動を支援する組織です。

### ●夫婦の完結出生児数

夫婦の完結出生児数は、結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数をいいます。

### ●夫婦の出生力

夫婦が「子どもを産もうとする意志」を表す場合に用いられます。例えば、結婚後15年の年齢の高い夫婦の理想の子どもの平均人数が2.5人で、実際は2.0人、実際は予定を含めて1.7人となります。  
このように「理想」と「現実」ともに若年層の夫婦が減少していることから、「出生力が低下している。」と表現されます。

### ●フォロー児

発育・疾病等の経過を観察する必要がある乳幼児をいいます。

### ●フレックスタイム制

1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で入社退社時刻を自分で決定する勤務体制をいいます。

### ●放課後児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(主として小学校1年生～3年生)に対し、児童館、児童センターを活用するほか、保育所や学校の空き室、団地の集会室など身近な社会資源を利用し、放課後児童の育成・指導、遊びによる発達の助長などを図る仕組みです。

ら行

### ●療育

療育とは、医療的配慮のもとに行われる心身障がい児の育成活動をいいます。